## 善通寺こどもエコクラブ規約

(名称)

第1条 この団体は、善通寺こどもエコクラブという。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県善通寺市弘田町646番地3に置く。

(目的)

第3条 この団体は、地域の子どもに対して、環境教育に関する事業を行い、環境の保全を図る活動に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 会員の入会については、小学生から高校生までとその保護者とする。

2入会しょうとするものは、代表者が別に定める入会申し込み書により、代表者に申し込むものとし、代表者は、正 当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第5条 会員は入会金及び会費は無料である。

(資格の喪失)

第6条 会員が次の号の一つに該当するに到ったときは、その資格を消失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(役員)

第7条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 一人
- (2) 副代表 若干名
- (3) 書記 若干名
- (4) 監査 一人

(役員選任等)

第8条 代表及び監査は総会で選任する。

(職務)

第9条 代表はこの団体を代表し会務を総理する。

2監査はこの団体の財産の状況を監査すること。

(任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(報酬等)

第11条 役員報酬はなし。

(総会)

第12条 この団体の総会は年1回開催する。

(構成)

第13条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の選任または解任
- (4) その他運営に関する重要事項

## (資産の構成)

第15条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品及び助成金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

附則 この規則は、この団体の成立の日から施行する。平成8年4月25日

## 役員名簿

代 表 井上修

副代表 武田由紀子

書 記 柴田隆史

監 査 井上量代

令和3年4月 | 日総会により選出される